令和４年１０月室戸市農業委員会総会議事録

１．日時　　令和４年１０月２５日（火）午後１時３０分～
２．場所　　室戸市役所２階　第１会議室
３．出席委員　９名

１番　島巻 賢二委員　２番　細川 季代委員　３番　藤岡 義博委員
４番　小松 弘之委員　６番　西岡 豊委員　７番　川﨑 一男委員
８番　阿野田　久志委員　９番　尾﨑 考平委員 10 番　山﨑 修委員

４．欠席委員　　なし
５．事 務 局　　次長心得　松本 研

６．議案　第１号議案　室戸市農業振興地域整備計画の変更
（農用地区域からの除外）について
第２号議案　農地法第５条の許可申請について
第３号議案　非農地証明願について
その他の件

（開会時刻午後１時３０分）

（会長あいさつ）

議　　長　　ただいまから１０月定例総会を開会致します。
それでは、事務局より諸般の報告をお願いします。

事 務 局　　はじめに、諸般の報告を致します。出席委員は１０名中９名で、全員出席していただいております。
室戸市農業委員会総会会議規則第６条より過半数の定足数に達して

おりますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。
　推進委員さんの出席者数は、１０名中８名のご出席で、竹﨑芳行委員さんから欠席のご連絡をいただいております。

なお、本日の議案は、

第１号議案　室戸市農業振興地域整備計画の変更
（農用地区域からの除外）について
第２号議案　農地法第５条の許可申請について
第３号議案　非農地証明願について
その他の件

の順となっております。

（９月総会以降の農業委員会の活動報告等）

以上で、諸般の報告を終わります。

議　　長　　それでは、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　それでは１０番　山﨑委員、２番　細川委員にお願いします。

議　　長　　これより議事に入ります。
それでは、続きまして、第１号議案 室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）について議題といたします。
この件につきまして産業振興課 三宮氏より説明をお願いします。
説明の間、休憩いたします。

産業振興課　　議案書１ページ・地図は２・３ページをご覧ください。

三　　宮　　第１号議案室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外について）説明させていただきます。

これは農業振興地域の整備に関する法律第１３条に基づく農用地区域からの除外となります。

申請者が吉良川町の　　さん、場所は吉良川町字　　番、登記地目は田、現況の利用状況は田、地積が 624 ㎡の内の１㎡になっております。

除外の変更後の用途は、携帯電話基地局です。

土地の選定理由として、携帯電話事業エリア拡大に伴い、周辺基地局との距離を考慮した位置にあること、また、近隣住民・自然環境への影響が少ない場所であることなどから、　　株式会社　より土地所有者への依頼があったとのことです。

なお、県への事前説明済みであり、現在県にて農業上の土地利用計画上、特に支障がないものかどうか審査を行っているところです。

説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。担当課より申請内容について、説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

久　保　　申請内容につきましては、産業振興課三宮氏からありましたので、省
委　員　　略させていただきます。

私からは現地状況について報告いたします。

１０月１８日（火）に島巻会長と事務局と私の３名で現地確認をいたしました。

申請地は国道　　橋西詰から県道９ｋｍほど上流へ進んだ、　　集落の中心地の道路沿いに位置しております。

人家と人家に挟まれた場所にありまして、申請地及び周辺の農地は耕作されていない状況でした。

以上確認内容を説明いたしました。

ご審議よろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございました。ただいまの証言について、ご質問はありませんか。何かございませんか。

（な　し）

議　　長　　格別ないようでございますのでお諮りします。

農用地区域からの除外についての市への回答に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。

よってこれを承認することに決定致します。

三宮氏は、ここで公務のため退席となります。

ありがとうございました。

（三宮氏退席）

議　　長　　続きまして第２号議案農地法第５条許可申請について、議題といたします。

この件につきまして、事務局より説明を願います。

説明の間、休憩します。

事 務 局　　第２号議案農地法第５条許可申請について説明します。
申請地は室津字　　番　外 16 筆、登記地目は田と畑と宅地、現況地目は田と畑となっております。
面積は、田 7719.27 ㎡、畑 325 ㎡、合計 8,044.27 ㎡です。
なお、第２号議案農地法第５条許可申請は、社会福祉法人
が、室津の　　さん外 11 人の土地を売買により取得し、
を高台移転するため、適当な場所及び適当な面積を備えた土地が他にないことなどが理由で、今回５条の転用申請となっております。
以上については、農地法第５条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については別紙調査書のとおりですので、別紙調査書に沿って説明させていただきます。

（調査書の内容を説明）

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について、説明がございました。
第２号議案第５条許可申請につきまして、関係担当地区委員さんより、説明をお願いします。

６　　番　　現場の確認につきましては、１０月１８日（火）に久保委員さん、
西　　岡　　代理人の司法書士さん、事務局と私の４名で現地確認を行いました。
内容につきましては、事務局より説明がありましたので、省かせていただきます。
場所につきましては、県道椎名線に　　がございますが、その北側の一角にございまして、合計 17 筆の 8,044.27 ㎡です。
の　　ができるという設計のようでございまして、排水については下の方が若干低いということでございましたが、下に流さないようお願いして、設計では勾配を作って室津川に流すように

なるため、問題はないと考えられます。
　また、　　の入り口が狭いということがありますが、県道沿いの車庫を買い取って進入路を確保するため、特段交通の邪魔にならないと考えております。
　現場確認の結果は以上であります。
　よろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございました。
　ただいまの証言について、ご質問はありませんか。
　何かございませんか。

藤岡委員　　事務局の説明にあった書類の不備の件についてはどう考えるのか？

議　　長　　事業の公共性と口頭にて事務局が確認していることから判断して、書類が提出された後、私が確認してから県に進達することとします。

議　　長　　外になにかございませんか？
　無いようでございますのでお諮りします。
第２号議案第５条許可申請について、ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。
　全員賛成でございます。

よって第２号議案第５条許可申請を承認し、県へ進達することに決定致します。

続きまして第１号議案番号１　非農地証明願の件について議題といたします。

この件につきまして、事務局より説明を願います。

説明の間、休憩します。

事 務 局　　第３号議案番号非農地証明願について説明いたします。

申請地は、室戸岬町字　　番　、登記地目は畑、現況地目は原野となっています。

高知市の　　さんの所有地です。

申請理由ですが、申請地は隣接する　　番　の土地と同時期の昭和 50 年頃より耕作はしておらず、荒れるがままになっており、雑木・雑草等が生い茂っているため、農地への復旧が困難となっているとのことです。

事務局より説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局より、申請内容について、説明がございました。

関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

中　　島　　詳細につきましては、事務局より説明がありましたので省かせていた
委　　員　　だきます。

１０月１７日（月）阿野田委員、代理人の行政書士、事務局次長と行いました。

申請地は　　敷地に隣接する旧国道沿いの山手側にあります。

以上よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいまの説明について、ご質問はありませんか。

何かございませんか。

（な　し）

議　　長　　無いようでございますのでお諮りします。
非農地の意見に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって非農地として証明をすることに決定致します。

議　　長　　それでは、その他、ご意見・ご質問等何かありませんでしょうか。
なければ、総会についてはここで締めさせていただきます。
事務局より、その他の事務連絡をお願いします。

事 務 局　　（その他の事務連絡）

議　　長　　他に何かありませんでしょうか。なければ、閉会の挨拶を阿野田副会長にお願いいたします。

（阿野田　副会長の閉会の挨拶）

（閉会時刻午後２時 30 分）